

確定申告が必要かどうか確認

公的年金等の収入が400万円以下であり、
公的年金等以外の所得が20万円以下ですか？

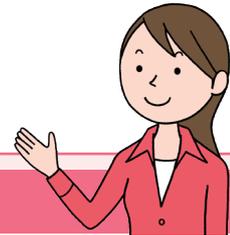
はい

いいえ

確定申告の必要はありません

しかし、下記のどれかに、当てはまる場合は
確定申告することにより、税金が戻ってくる
場合があります。

確定申告が 必要です



Check!! 該当する事項はありますか？

- 社会保険料(国民健康保険料、介護保険料など)を支払っている。
- 10万円超の医療費を1年間で支払った。
- 生命保険料、地震保険料を支払っている。
- 災害や盗難の被害にあった。
- 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」*が未提出。

* 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は年金受給が始まった年より、毎年1回、送られてきます。

公的年金等の雑所得計算法(合計所得金額が1,000万円以下の場合)

▶ 65歳未満

公的年金等の収入金額	雑所得の金額
60万円以下	0円
60万円超 130万円未満	収入金額-60万円
130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75-27万5,000円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85-68万5,000円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95-145万5,000円
1,000万円以上	収入金額-195万5,000円

▶ 65歳以上

公的年金等の収入金額	雑所得の金額
110万円以下	0円
110万円超 330万円未満	収入金額-110万円
330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75-27万5,000円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85-68万5,000円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95-145万5,000円
1,000万円以上	収入金額-195万5,000円